

世田谷区母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが就労に有利な資格取得を目指して指定の講座を受講した場合、講座修了後に受講費の一部（訓練給付金）を支給します。

訓練給付金を受給するためには、受講前に事前相談と講座指定の手続きを行う必要があります。

1. 対象となる方

次のすべてを「**受講前の講座指定申請時**」と「**受講後の訓練給付金支給申請時**」の**両方**で満たしている方

- 世田谷区にお住まいで20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父
- 児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準である方
- 就業経験や技能、労働市場の状況などから判断し、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- 過去に本事業による訓練給付金を受給していない方



2. 対象講座 講座については4ページもご覧ください

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

ただし、②と③は専門資格の取得を目的とする講座に限ります。



3. 支給額など

ア. 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方

⇒受講料の**6割**を受講修了後に支給します。

「2. 対象講座①～③」の各指定教育訓練講座で支給上限額・下限額がございます。

対象講座	支給上限額	支給下限額
①・②の指定教育訓練講座	200,000円	12,001円※ ²
③の指定教育訓練講座	最大1,600,000円※ ¹	

※¹ 400,000円×修業年数（最大4年）＝最大1,600,000円を受講修了後に一括支給します。

※² 受講料（入学料含め）が20,002円（消費税込）以上の講座が対象です。

イ. 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方

⇒アに定める額から雇用保険制度による教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

差し引いた後の金額が12,000円以下の場合は、本事業の支給対象外です。

★雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額と併せて、アと同額が支給されます。

本事業の支給申請時に雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を確認するため

ハローワークから通知される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」が必要です。

4. 手続きの流れ

事前相談

受講を希望する講座の開講（通信制の場合は申込）のおおよそ2ヶ月前をめどに、ご相談ください。

相談先：お住まいの地域を管轄する総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
子ども家庭支援センターの母子・父子自立支援員
（所在地や電話番号は4ページをご覧ください）

講座の指定申請

講座の指定申請は受講開始月の前月10日までに必ずおこなってください。

【必要書類】※場合によっては提出省略可能な書類もあります

- ① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書
- ② 受講相談票
- ③ 受講する講座のパンフレット等（内容のわかるもの）
- ④ 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）
- ⑤ 住民票の写し（世帯全員。発行1か月以内のもの）
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し

* 児童扶養手当を受けていない方（同等の所得水準の方）は
本年度の住民税課税（非課税）証明書

（4月から7月までの間に申請する場合は前年度住民税課税（非課税）証明）

- ⑦ マイナンバーに関するカード（個人番号カード又は通知カード）
及び本人確認書類（1点または2点）

* お持ちのマイナンバーに関するカードによって、ご提示いただく本人確認書類の数が異なります。くわしくは申請窓口へお問い合わせください。

- ⑧ 同意書

- ⑨ その他（ ）

* ハローワーク発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」等、他の書類の提出が必要な場合があります。

審査

講座の指定申請についての結果（対象講座指定の可否）を通知します。

講座受講

受講を取りやめた場合、訓練給付金は支給されません。取りやめたことを総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

講座修了

支給申請

訓練給付金の支給申請は受講修了日から30日以内におこなってください。
なお、雇用保険制度から専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は
ハローワークでの給付金支給額が確定した日から30日以内です。

上記の期間を過ぎますと訓練給付金は受けられなくなります。また、支給申請時点で
受給要件（1ページ「対象となる方」を参照）を満たしているか再度確認します。支
給申請時に受給要件に該当しない場合や受講料が未納の場合は支給対象外ですので
ご注意ください。

【必要書類】※場合によっては提出省略可能な書類もあります

- ① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ② 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定結果通知書（写）
- ③ 教育訓練修了証明書
- ④ 領収書（クレジット利用の場合は、クレジット契約証明書）

*領収書（又はクレジット契約書）には教育訓練施設（専門学校等）による次の事項が
記載されていることが必要です。また、領収書に訂正のある場合、教育訓練施設（専
門学校等）の訂正印のないものは無効です。

- ◎教育訓練施設の名称 ◎講座名 ◎受講者（支払者）氏名
- ◎領収額（又はクレジット契約額）及び内訳（入学金と受講料のそれぞれの額）
- ◎領収日（又はクレジット契約日） ◎領収印

- ⑤ 戸籍謄本（母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの）
- ⑥ 住民票の写し（世帯全員。発行1か月以内のもの）
- ⑦ 児童扶養手当証書の写し

*児童扶養手当を受けていない方（同等の所得水準の方）は
本年度の住民税課税（非課税）証明書
（4月から7月までの間に申請する場合は前年度の住民税課税（非課税）証明書）

- ⑧ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

*ハローワークから支給を受けることができる方はご提出ください
先に、ハローワークで支給申請を行う必要があります。

支給決定

支給決定通知書により支給の可否を通知します。

請求

「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金請求書」をご提出ください。

支給

支給申請時に指定された口座に訓練給付金をお振込みします。

5. 対象経費について

支給対象となる費用は、入学料や受講料（受講費・教科書代・教材費）及び入学料と受講料にかかる消費税です。下記のような費用は対象外となりますのでご注意ください。



【支給の対象とならない経費】

- ・検定試験の受講料
 - ・教育訓練の補講費
 - ・受講にあたり必須ではない補助教材費
 - ・クレジット利用時の分割払い手数料（金利）
 - ・学債等将来現金還付が予定されている費用
 - ・教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - ・受講のための交通費及びパソコン等の器材
- など

6. 対象講座の注意事項（1ページ「2. 対象講座」の補足）

- ▶ 受講したい講座がある方は、取り寄せた専門学校等の講座案内に「教育訓練給付金対象講座」と記載されているか、ご確認ください。または、専門学校等に該当の講座が「教育訓練給付金対象講座」に指定されているか、お問い合わせください。
- ▶ これから講座を探して受講しようとお考えの方は、下記の方法で調べることが可能です。
 - *お近くのハローワークにて「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧できます。（雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座がまとめられています。）
 - *インターネット上の「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」からもご覧いただけます。

7. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター
お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

相談・申請窓口一覧

総合支所	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/> 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915/FAX 03-5432-3034
<input type="checkbox"/> 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525/FAX 03-6804-9044
<input type="checkbox"/> 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189/FAX 03-3702-1336
<input type="checkbox"/> 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344/FAX 03-6277-9721
<input type="checkbox"/> 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155/FAX 03-3308-3036